平成 24 年９月 19 日

各　　位

会 社 名　前 田 工 繊 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　前田　征利
（コード番号：7821　東証第二部）
問合せ先　専務取締役
兼経営管理本部長　森山　明
（TEL.　0776-51-3535）

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 24 年９月 19 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達の目的】

当社は、創業以来一貫してインフラ（社会資本）の整備・維持に携わり、自然環境・インフラ総合メンテナンス企業として、「防災」、「安全・安心」、「環境」、「リサイクル」、「維持補修」をキーワードに、災害に強い国土づくりと、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献してまいりました。

昨年来、自然災害対策への関心が社会的に高まりを見せており、それを背景とした自然災害対策用資材の需要の伸長が本格化しております。

今般の新株式発行は、主力の「盛土補強材」のほか、「河川・海洋資材」、「建築・土木構造物の維持補修、補強資材」、「景観資材」など各種資材の安定的供給及び生産性向上のための設備投資資金を賄うものであります。

また、事業分野の拡大・充実を目的とした将来的なＭ＆Ａに備え、グローバル化により販路の拡大を推進していくためには、強固な財務体質を維持する必要があると判断し、新株式発行を決議するに至りました。

当社は、創業当時からのＤＮＡである『独自の知恵と技術を駆使』して、新商品の開発並びに既存商品の改良・改善に努めることで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

なお、新株式の発行を通じて、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、引続き適正な利益配分を行っていく方針としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．公募による新株式発行(一般募集)

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式　700,000株
(2)	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年9月26日(水)から平成24年10月2日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
(3)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	募集方法	一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
(5)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(6)	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
(7)	払込期日	平成24年10月10日(水)
(8)	申込株数単位	100株
(9)	払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。	
(10)	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

２．株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記＜ご参考＞１．を参照のこと。)

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式　100,000株 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(2)	売出人	野村證券株式会社
(3)	売出価格	未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
(4)	売出方法	一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（５） 申　込　期　間　一般募集における申込期間と同一とする。
（６） 受　渡　期　日　平成 24 年 10 月 11 日(木)
（７） 申 込 株 数 単 位　100 株
（８） 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。
（９） 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．第三者割当による新株式発行(後記＜ご参考＞１．を参照のこと。)

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　100,000 株
（２） 払込金額の決定方法　発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
（３） 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の 1 の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４） 割　当　先　野村證券株式会社
（５） 申込期間(申込期日)　平成 24 年 10 月 23 日(火)
（６） 払　込　期　日　平成 24 年 10 月 24 日(水)
（７） 申 込 株 数 単 位　100 株
（８） 上記(５)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
（９） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。
(10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 24 年９月 19 日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 100,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成 24 年 10 月 24 日(水)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年10月17日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,036,760株（平成24年9月19日現在）
公募増資による増加株式数	700,000株
公募増資後の発行済株式総数	5,736,760株
第三者割当増資による増加株式数	100,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	5,836,760株（注）

(注)前記「3．第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3．調達資金の使途

(1)今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,373,572,000 円について、698百万円を平成25年9月までに当社の本社工場、丸岡工場及び能登川工場の設備投資資金に充当し、残額については平成24年12月に返済期限を迎える短期借入金の返済資金に充当する予定であります。なお、当該短期借入金の総額は900百万円であり、うち815百万円について

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

は平成 24 年４月に 100%子会社化したテクノス株式会社の買収資金に充当した短期借入金であります。

なお、設備計画の内容については、平成 24 年９月 19 日現在（ただし、既支払額については平成 24 年８月 20 日現在)、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
本社工場	福井県坂井市	環境資材事業 テクニカルサービス事業	建物、機械装置	538	50	自己資金及び増資資金	平成24年1月	平成25年12月	－
丸岡工場	福井県坂井市	環境資材事業	機械装置	172	－	自己資金及び増資資金	平成24年1月	平成25年9月	－
能登川工場	滋賀県東近江市	その他の事業	機械装置	111	1	自己資金及び増資資金	平成24年5月	平成25年9月	－

（注）１．上記の金額には、消費税等を含めておりません。
２．完成後の増加能力につきましては、その算定が困難であることから記載を省略しております。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を、上記（１）に記載のとおり充当することにより、今後の業績及び中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、財務体質の強化にもつながるものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、当期･中長期の業績の見通し、将来の事業展開を勘案し、安定継続配当を行うこととしております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第 459 条第１項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨定款に定めております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社グループの競争力の維持･強化による将来の収益力向上を図るための設備投資及び研究開発並びに従来事業とのシナジー効果が生じるＭ＆Ａに有効に活用する方針であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（4）過去３決算期間の配当状況等

	平成21年９月期	平成22年９月期	平成23年９月期
１株当たり当期純利益	161.25円	323.69円	107.36円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	22.50円 (―)	45.00円 (―)	22.50円 (―)
実績配当性向	14.0%	13.9%	21.0%
自己資本当期純利益率	4.5%	8.5%	5.3%
純資産配当率	0.6%	―	1.1%

（注）１．平成21年９月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、平成21年９月期は単体の数値、平成22年９月期及び平成23年９月期につきましては、連結の数値であります。
２．平成22年９月21日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
３．平成22年９月期の１株当たり配当額につきましては、平成22年９月21日付の株式分割を考慮しない額を記載しております。
４．実績配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり当期純利益で除した数値であります。
５．自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値であります。
６．純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。平成21年９月期において連結財務諸表を作成していないため、平成22年９月期の純資産配当率（連結）は記載しておりません。

５．その他

（1）配分先の指定

該当事項はありません。

（2）潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を採用し、旧商法に基づき新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（5,836,760株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は0.15%となる見込みであります。

ストックオプションの付与状況（平成24年９月19日現在）

株主総会の決議	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成17年９月12日	9,000株	685円	342.50円	平成19年９月29日から 平成25年９月29日まで

（3）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年９月期	平成22年９月期	平成23年９月期	平成24年９月期
始　　値	1,310円	1,560円 □1,090円	1,037円	1,090円
高　　値	1,767円	2,445円 □1,150円	1,618円	2,486円
安　　値	765円	1,187円 □1,040円	952円	951円
終　　値	1,530円	2,284円 □1,066円	1,082円	1,850円
株価収益率	9.5倍	6.6倍	10.1倍	―

(注)１．平成24年９月期の株価は、平成24年９月18日(火)現在で表示しています。
２．平成22年９月期の株価の□印は、平成22年９月21日付株式分割による権利落後の株価であります。
３．株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の１株当たり当期純利益で除した数値であります。平成21年９月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、平成21年９月期は単体の数値、平成22年９月期及び平成23年９月期につきましては、連結の数値を使用しております。なお、平成22年９月期につきましては、権利落後の株価に株式分割割合を乗じて計算しております。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(４)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である前田征利、前田尚宏、有限会社尚佳、前田佳宏及び前田博美は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。